

第47回 河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項等	第47回河川保全利用委員会（H27.1.27）審議内容 （主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項）	第47回委員会での審議結果（対応状況）
<p>野洲川川田河川公園に係る審議</p> <p>・審査表について</p> <p>・意見書(案)について</p>	<p>●野洲川川田河川公園について、前回委員会において出された意見を元に、審査表における「今回審査の判断」及び占用許可申請に対する意見書（案）を、事務局から提示し、審議。</p> <p>◆審査表における各審査項目についての主な意見は以下のとおり。</p> <p>■審査区分Bについて B12（適正面積）、B23（代替地選定） ・「北川原公園」が「守山市によって整備された」ことが分かる文言とする。</p> <p>◆意見書（案）についての主な意見は以下のとおり。</p> <p>■委員会としての判断・意見・要望 ・D「委員会の判断」の箇所 「これらのことから、当委員会は意見に対して適切な改善、実行がなされない限り占用許可の更新は妥当とは判断できないと考える。しかし、地域住民による利用が活発であり自主的な維持管理がなされていること、また地元からの存続要望も高いことから、<u>当面の占用許可の更新を行い</u>、今後は下記に付す意見に対する実施が確実に行われることを期待する。</p>	<p>●審査表における「今回審査の判断」と占用許可申請に対する意見書（案）について、内容を確定。 委員会後、事務局にて、文字や句読点等の微修正を確認する。</p>
一般傍聴者からの意見聴取	・一般傍聴者からの意見はなし。	—
その他	—	—

平成26年度 河川保全利用委員会審議対象公園の許可状況について

＜平成26年7月22日（第42回）～平成27年1月27日（第47回）の審議＞

◆平成26年度の委員会審議対象公園

- ① 野洲川ふれあい広場（野洲市・守山市）
- ② （仮称）野洲川中洲地区河川公園（守山市）
- ③ 野洲川川田河川公園（守山市）

1) 【審議対象公園に関する許可手続きの経緯】

①野洲川ふれあい広場

平成26年 8月28日 第43回 河川保全利用委員会（意見書確定）
平成26年 9月 1日 委員長より河川管理者に対して意見書を提出
平成26年 9月24日 河川管理者から公園占有者に意見書を参考とした説明
平成26年10月20日 公園に関する占有許可申請書を提出
平成27年 2月17日 許可書発行

②（仮称）野洲川中洲地区河川公園

平成26年11月 5日 第45回 河川保全利用委員会（意見書確定）
平成26年11月20日 委員長より河川管理者に対して意見書を提出
平成26年11月28日 河川管理者から公園占有者に意見書を参考とした説明
平成27年 4月15日 公園に関する占有許可申請書を提出

③野洲川川田河川公園

平成27年 1月27日 第47回 河川保全利用委員会（意見書確定）
平成27年 2月 5日 委員長より河川管理者に対して意見書を提出
平成27年 2月10日 河川管理者から公園占有者に意見書を参考とした説明
平成27年 8月26日 公園に関する占有許可申請書を提出

2) 【今回の許可内容】

①野洲川ふれあい広場

今回意見書で「これらの施設はおおむね、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占有許可の更新は適当であると認める。」とされたことを受け、次回の継続時まで占有者に要望事項を検討してもらうこととし、次のとおりの内容の更新許可を行った。なお、併せて資材倉庫及び仮設トイレを占有に組み入れた。

＜主な許可施設：せせらぎ広場、ホタル広場、イベント広場、自由広場、多目的広場、健康広場等＞

＜占有面積：57,486.02㎡＞

＜占有許可期間：平成26年10月1日から平成29年9月30日まで＞

3) 【許可の条件】

①野洲川ふれあい広場

◆河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）の意見書で要望された事項に対する取り組み又は検討の内容及び結果について、毎年度末に琵琶湖河川事務所長あてに報告を行うこと。

占用施設の一部変更について（報告）

■野洲川運動公園（栗東市）

- ・ 変更施設
ローンプレイフィールド（パターゴルフ場）施設の撤去
- ・ 変更内容
平成４年以來、パターゴルフに供している施設について、平成２５年度年間利用者数がピーク時（平成５年度）と比べて９４％減と著しく減少しているため、コース仕切りとしての植栽、バンカーとしての砂窪地、その他ホールカップ等を撤去し、芝グラウンドとして利用する。
- ・ 委員会付託要否：否
「占用施設の変更に係る河川保全利用委員会の審議について（H25.12.18）」
２．（イ）に該当
- ・ 委員長及び副委員長の同意
市木委員長（当時副委員長）に平成２６年６月４日に説明のうえ同意。
竹林副委員長に平成２６年８月２６日に説明のうえ同意。
- ・ 許可の経過
平成２６年１２月１１日、変更申請書提出。
平成２７年５月８日、許可。

～参考～

<平成25年12月18日（第40回）の審議>

◆「占有施設の変更に係る河川保全利用委員会の審議について」・・・委員会にて承認

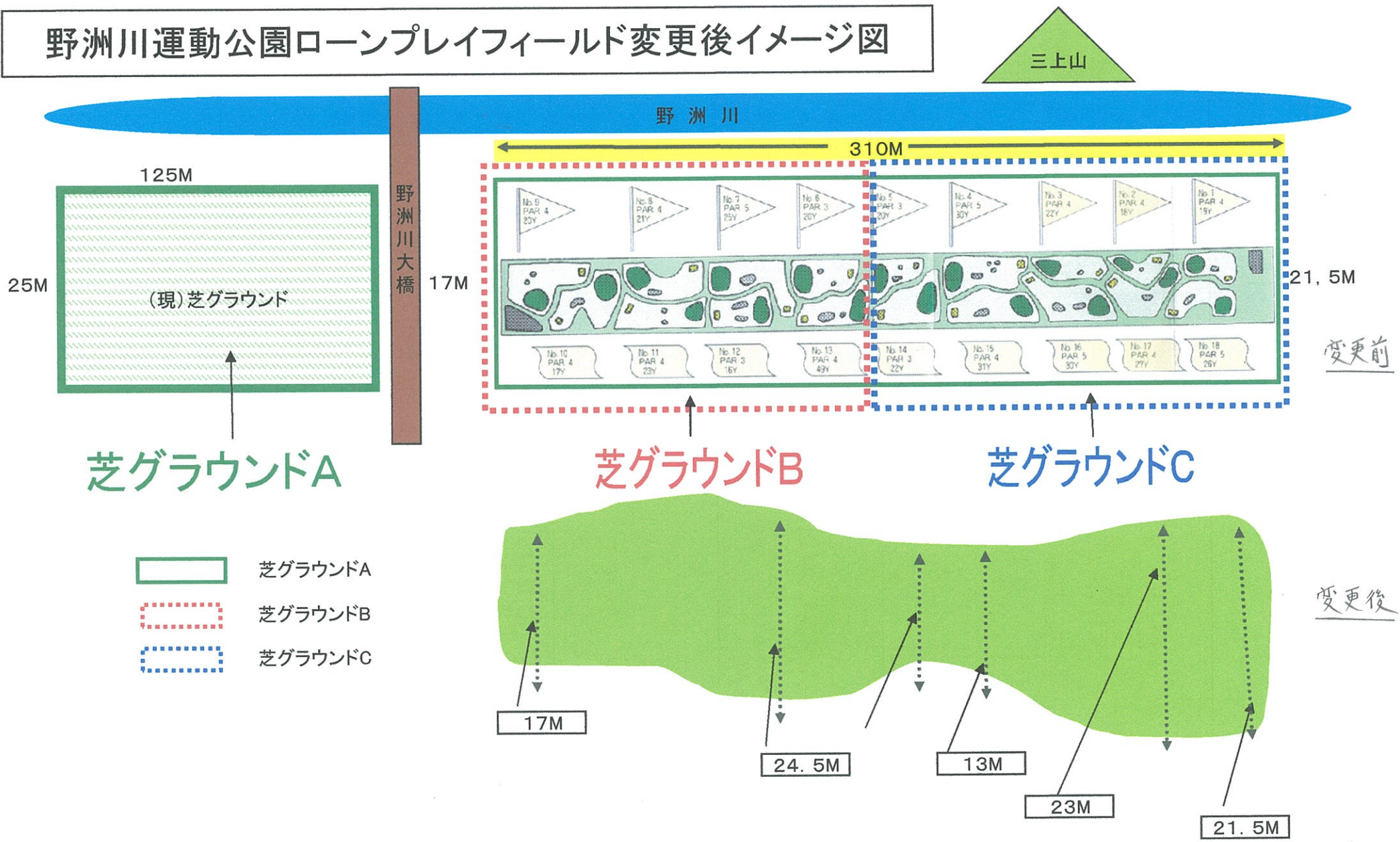
(抜粋)

1. 公園等占有施設の変更について、(中略)原則として「占有施設の新設及び更新の許可」と同様、河川保全利用委員会の意見を聴くこととする。(中略)

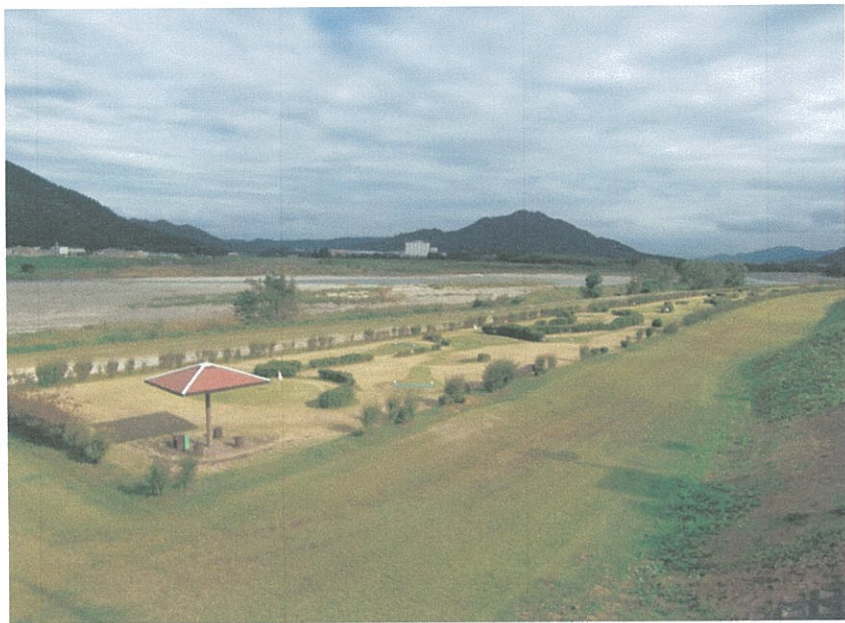
2. 前記の規定にかかわらず、下記のいずれかの場合はあらかじめ河川保全利用委員会の委員長及び副委員長の同意を得て、河川保全利用委員会に付託せず、河川管理者が占有を許可することができる。
 - (ア) 占有施設の改築を伴わない軽易な変更（復元が可能）
 - (イ) 河川保全利用委員会からの意見、要望等に基づいた変更
 - (ウ) 「河川敷利用の基本理念」及び「河川敷利用の基本方針」、並びに河川保全利用委員会審査表の審査項目等に合致した変更

3. 前記の規定により河川保全利用委員会に付託しなかった場合は、河川管理者が公園等占有施設の変更について占有を許可した後に、河川保全利用委員会に報告するものとする。

野洲川運動公園ローンプレイフィールド変更後イメージ図



野洲川運動公園ローンプレイフィールド 現況写真



審査表 <野洲川立入河川公園、野洲川運動公園、野洲川河川公園>

資料-5

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	判断のポイント (抜粋)	野洲川立入河川公園 (守山市)			野洲川運動公園 (栗東市)			野洲川河川公園 (野洲市)						
					前回審査の判断 (H23年度)	河川管理者による コメント (9/7連絡会)	各委員からの コメント (9/7連絡会以後)	今回審査の判断 (案) (第48回委員会)	前回審査の判断 (H23年度)	河川管理者による コメント (9/7連絡会)	各委員からの コメント (9/7連絡会以後)	今回審査の判断 (案) (第48回委員会)	前回審査の判断 (H23年度)	河川管理者による コメント (9/7連絡会)	各委員からの コメント (9/7連絡会以後)	今回審査の判断 (案) (第48回委員会)	
A 基本理念と 基本方針 等の検証	A1 基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。		満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	河畔林や開放感ある自然環境を体験できるが、全体としては満足しているとは言えず、引き続き検討を要する。	・「一部施設の自然化」について、具体的に記載 ・基本理念の内容を満足していない。このことは既に平成20年意見書および平成24年意見書により指摘されてきている。 (・利用者が川であることを意識できる施設になっていない。)	基本理念の内容を満足していない。このことは既に平成20年意見書及び平成24年意見書により指摘されてきている。 基本理念である「自然環境の修復」として一部施設の自然化について進展がない。 また、河畔林や開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっておらず、「川に活かされた利用」の取組について進展がない。	満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	河畔林や開放感ある自然環境を体験できるが、全体としては満足しているとは言えず、引き続き検討を要する。	・「一部施設の自然化」について、具体的に記載 ・基本理念の内容を満足していない。このことは既に平成20年意見書および平成24年意見書により指摘されてきている。 (・利用者が川であることを意識できる施設になっていない。)	基本理念の内容を満足していない。このことは既に平成20年意見書及び平成24年意見書により指摘されてきている。 基本理念である「自然環境の修復」として一部施設の自然化について進展がない。 また、河畔林や開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっておらず、「川に活かされた利用」の取組について進展がない。	満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	前田樋門水路における川とのふれあいや開放感ある自然環境を体験できるが、全体としては満足しているとは言えず、引き続き検討を要する。	・「一部施設の自然化」について、具体的に記載 ・基本理念の内容を満足していない。このことは既に平成20年意見書および平成24年意見書により指摘されてきている。 (・利用者が川であることを意識できる施設になっていない。)	基本理念の内容を満足していない。このことは既に平成20年意見書及び平成24年意見書により指摘されてきている。 基本理念である「自然環境の修復」として一部施設の自然化について進展がない。 また、前田樋門水路における川とのふれあいや開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっておらず、「川に活かされた利用」の取組について進展がない。	
	A2 基本方針	A21 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。		満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	河畔林や開放感ある自然環境を体験できるが、全体としては満足しているとは言えず、引き続き検討を要する。	・「一部施設の自然化」について、具体的に記載 (・利用者が川であることを意識できる施設になっていない。)	基本方針の内容を満足していない。基本方針である「自然環境の修復」等として一部施設の自然化について進展がない。 また、河畔林や開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっておらず、「川に活かされた利用」の取組について進展がない。	満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	河畔林や開放感ある自然環境を体験できるが、全体としては満足しているとは言えず、引き続き検討を要する。	・「一部施設の自然化」について、具体的に記載 (・利用者が川であることを意識できる施設になっていない。)	基本方針の内容を満足していない。基本方針である「自然環境の修復」等として一部施設の自然化について進展がない。 また、河畔林や開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっておらず、「川に活かされた利用」の取組について進展がない。	満足しているとはいえず、引き続き検討を要する。	前田樋門水路における川とのふれあいや開放感ある自然環境を体験できるが、全体としては満足しているとは言えず、引き続き検討を要する。	・「一部施設の自然化」について、具体的に記載 (・利用者が川であることを意識できる施設になっていない。)	基本方針の内容を満足していない。基本方針である「自然環境の修復」等として一部施設の自然化について進展がない。 また、前田樋門水路における川とのふれあいや開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっておらず、「川に活かされた利用」の取組について進展がない。	
	A3 意見書	A31 継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。(改善のための計画を策定したか。)	継続申請時に、意見書で指摘された事項の改善状況を確認する。	意見書に対する検討が一部進められているが対応が不十分な点もあり引き続き検討が必要である。	意見書に対する検討が一部進められているが対応が不十分な点もあり引き続き検討が必要である。	・意見書に対する検討が一部進められているが、不十分な改善は行われていない。 ・「一部施設の自然化を行うこと」に関し、「駐車場のアスファルト舗装が劣化した場合は、舗装の打ち換えをせずにアスファルトを撤去し非舗装の駐車場とします」と検討されている市町がおられますが、ここまでして自然化を行うことには若干の違和感があります。施設の管理者(占用者)は、利用者の安全を第一に考え、施設が劣化・損傷すれば必要な修繕等を行うべきものと考えます。管理瑕疵責任を問われかねないことまでして「自然化」にこだわる必要はないと思いますが、 ・駐車場についての舗装はひび割れ等で地が見えている部分もあり指摘の通り自然化に向けて進められたらと思います。 ・同じ施設はこの公園内に何ヶ所もあるので、公園の中での複数箇所ある例えばグラウンドゴルフ場だったり、テニスコートだったり数ヶ所あるのであれば、それは代替施設として合理化できると考える。つまり、自分の自治体の中だけで代替施設を検討する必要はないと思う。 (・遊具や随所にある舗装の必要性はどうか。不自然な植栽が多い。) (・大幅な改善は難しくとも、その方向性は保ってほしい。)	意見書に対する検討が一部進められているが、不十分な改善は行われていない。 ・「一部施設の自然化を行うこと」に関し、「駐車場のアスファルト舗装が劣化した場合は、舗装の打ち換えをせずにアスファルトを撤去し非舗装の駐車場とします」と検討されている市町がおられますが、ここまでして自然化を行うことには若干の違和感があります。施設の管理者(占用者)は、利用者の安全を第一に考え、施設が劣化・損傷すれば必要な修繕等を行うべきものと考えます。管理瑕疵責任を問われかねないことまでして「自然化」にこだわる必要はないと思いますが、 ・駐車場についての舗装はひび割れ等で地が見えている部分もあり指摘の通り自然化に向けて進められたらと思います。 ・同じ施設はこの公園内に何ヶ所もあるので、公園の中での複数箇所ある例えばグラウンドゴルフ場だったり、テニスコートだったり数ヶ所あるのであれば、それは代替施設として合理化できると考える。つまり、自分の自治体の中だけで代替施設を検討する必要はないと思う。 (・遊具や随所にある舗装の必要性はどうか。不自然な植栽が多い。) (・大幅な改善は難しくとも、その方向性は保ってほしい。)	意見書に対する検討が一部進められているが、不十分な改善は行われていない。 ・「一部施設の自然化を行うこと」に関し、「駐車場のアスファルト舗装が劣化した場合は、舗装の打ち換えをせずにアスファルトを撤去し非舗装の駐車場とします」と検討されている市町がおられますが、ここまでして自然化を行うことには若干の違和感があります。施設の管理者(占用者)は、利用者の安全を第一に考え、施設が劣化・損傷すれば必要な修繕等を行うべきものと考えます。管理瑕疵責任を問われかねないことまでして「自然化」にこだわる必要はないと思いますが、 ・駐車場についての舗装はひび割れ等で地が見えている部分もあり指摘の通り自然化に向けて進められたらと思います。 ・同じ施設はこの公園内に何ヶ所もあるので、公園の中での複数箇所ある例えばグラウンドゴルフ場だったり、テニスコートだったり数ヶ所あるのであれば、それは代替施設として合理化できると考える。つまり、自分の自治体の中だけで代替施設を検討する必要はないと思う。 (・遊具や随所にある舗装の必要性はどうか。不自然な植栽が多い。) (・大幅な改善は難しくとも、その方向性は保ってほしい。)	意見書に対する検討が一部進められているが対応が不十分な点もあり引き続き検討が必要である。	意見書に対する検討が一部進められているが対応が不十分な点もあり引き続き検討が必要である。	・意見書に対する検討が一部進められているが、不十分な改善は行われていない。 ・「一部施設の自然化を行うこと」に関し、「駐車場のアスファルト舗装が劣化した場合は、舗装の打ち換えをせずにアスファルトを撤去し非舗装の駐車場とします」と検討されている市町がおられますが、ここまでして自然化を行うことには若干の違和感があります。施設の管理者(占用者)は、利用者の安全を第一に考え、施設が劣化・損傷すれば必要な修繕等を行うべきものと考えます。管理瑕疵責任を問われかねないことまでして「自然化」にこだわる必要はないと思いますが、 ・駐車場についての舗装はひび割れ等で地が見えている部分もあり指摘の通り自然化に向けて進められたらと思います。 ・同じ施設はこの公園内に何ヶ所もあるので、公園の中での複数箇所ある例えばグラウンドゴルフ場だったり、テニスコートだったり数ヶ所あるのであれば、それは代替施設として合理化できると考える。つまり、自分の自治体の中だけで代替施設を検討する必要はないと思う。 (・遊具や随所にある舗装の必要性はどうか。不自然な植栽が多い。) (・大幅な改善は難しくとも、その方向性は保ってほしい。)	意見書に対する検討が一部進められているが対応が不十分な点もあり引き続き検討が必要である。	意見書に対する検討が一部進められているが対応が不十分な点もあり引き続き検討が必要である。	・意見書に対する検討が一部進められているが、不十分な改善は行われていない。 ・「一部施設の自然化を行うこと」に関し、「駐車場のアスファルト舗装が劣化した場合は、舗装の打ち換えをせずにアスファルトを撤去し非舗装の駐車場とします」と検討されている市町がおられますが、ここまでして自然化を行うことには若干の違和感があります。施設の管理者(占用者)は、利用者の安全を第一に考え、施設が劣化・損傷すれば必要な修繕等を行うべきものと考えます。管理瑕疵責任を問われかねないことまでして「自然化」にこだわる必要はないと思いますが、 ・駐車場についての舗装はひび割れ等で地が見えている部分もあり指摘の通り自然化に向けて進められたらと思います。 ・同じ施設はこの公園内に何ヶ所もあるので、公園の中での複数箇所ある例えばグラウンドゴルフ場だったり、テニスコートだったり数ヶ所あるのであれば、それは代替施設として合理化できると考える。つまり、自分の自治体の中だけで代替施設を検討する必要はないと思う。 (・遊具や随所にある舗装の必要性はどうか。不自然な植栽が多い。) (・大幅な改善は難しくとも、その方向性は保ってほしい。)	意見書に対する検討が一部進められているが対応が不十分な点もあり引き続き検討が必要である。	意見書に対する検討が一部進められているが対応が不十分な点もあり引き続き検討が必要である。

B 占用施設の 計画と設置 理由の検証	B1 必要性	B11	必要理由	①この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ要否を判断する。 ②申請者の整備の「基本計画」等は、改正河川法の趣旨を盛り込み、環境面の内容を反映しているか。 ③施設の利用状況、地元の要望内容、設置の経緯等から、占用施設の必要性を判断する。	①この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ要否を判断する。 ②申請者の整備の「基本計画」等は、改正河川法の趣旨を盛り込み、環境面の内容を反映しているか。 ③やむを得ない場、レクリエーションの場として確認する。 ④設置の経緯、地元交流の場として確認する。 ⑤防災上の土砂確保から利用制限がある場所を確認する。 ⑥施設の活用状況を現地調査で確認する。	基本理念、基本方針と照らし合わせる十分とは言えず、引き続き検討が必要である。	河畔林や開放感ある自然環境を体験できるが、全体としては、基本理念、基本方針と照らし合わせる十分とは言えず、引き続き検討が必要である。	河畔林や開放感ある自然環境を体験できるが、全体としては、基本理念、基本方針と照らし合わせる十分とは言えない。このことは既に平成20年意見書および平成24年意見書により指摘されてきている。	河畔林や開放感ある自然環境を体験できるが、全体としては、基本理念、基本方針と照らし合わせる十分とは言えない。このことは既に平成20年意見書および平成24年意見書により指摘されてきている。	基本理念、基本方針と照らし合わせる十分とは言えず、引き続き検討が必要である。	河畔林や開放感ある自然環境を体験できるが、全体としては、基本理念、基本方針と照らし合わせる十分とは言えない。このことは既に平成20年意見書および平成24年意見書により指摘されてきている。	河畔林や開放感ある自然環境を体験できるが、全体としては、基本理念、基本方針と照らし合わせる十分とは言えない。このことは既に平成20年意見書および平成24年意見書により指摘されてきている。	基本理念、基本方針と照らし合わせる十分とは言えず、引き続き検討が必要である。	前田樋門水路における川とのふれあいや開放感ある自然環境を体験できるが、全体としては、基本理念、基本方針と照らし合わせる十分とは言えず、引き続き検討が必要である。	河畔林や開放感ある自然環境を体験できるが、全体としては、基本理念、基本方針と照らし合わせる十分とは言えない。このことは既に平成20年意見書および平成24年意見書により指摘されてきている。	前田樋門水路における川とのふれあいや開放感ある自然環境を体験できるが、全体としては、基本理念、基本方針と照らし合わせる十分とは言えない。このことは既に平成20年意見書および平成24年意見書により指摘されてきている。		
		B12	適正面積	①占用面積は必要最低限にしているか。 ②面積算定に妥当性を示しているか。	①他の類似占用施設に比べて面積を比較する。 ②申請施設の中で、利用の少ない施設、不要と思われる施設(構造物)が含まれているかを判断する。	縮小できる可能性がある。	縮小できる可能性がある。	縮小できる可能性がある。	縮小できる可能性がある。	縮小できる可能性がある。	縮小できる可能性がある。	縮小できる可能性がある。	縮小できる可能性がある。	縮小できる可能性がある。	縮小できる可能性がある。	縮小できる可能性がある。	縮小できる可能性がある。	
	B2 代替性	B21	代替可能性	①埋内地で代替できない施設であるか。 ②埋内地・側帯に設置する施設は、必要により代替地を考慮する。 ③占用施設全体の代替と、施設内の一部を代替することを区分して考えているか。	①設置する施設が埋内地で代替可能であるかを判断する。一部の施設が代替可能で、他の施設が代替可能との判断もあろう。バレーコート、テニスコート、バスケットボール場、野球場など個別で確認する。 ②埋内地での代替可能な施設は、代替の概算費用を算定する。 ③現在の場所に設置することで効果を発揮する記念碑等は代替を考慮しない。	設置している施設は、埋内地で代替可能な施設である。	設置しているスポーツ利用の施設は、埋内地で代替可能な施設である。	・同じ施設はこの公園内に何ヶ所もあるので、公園の中での複数箇所ある例えばグラウンドゴルフ場だったり、テニスコートだったり数ヶ所あるのであれば、それは代替施設として合理化できると考える。つまり、自分の自治体の中だけで代替施設を検討する必要はないと思う。(・高度に利用されている施設に対し代替地の検討をどこまで言うか難しい。)	設置しているスポーツ利用の施設は、埋内地で代替可能な施設である。 また、共同利用としての代替施設の検討を3市共同で行うべきである。	設置している施設は、埋内地で代替可能な施設である。	設置しているスポーツ利用の施設は、埋内地で代替可能な施設である。	・同じ施設はこの公園内に何ヶ所もあるので、公園の中での複数箇所ある例えばグラウンドゴルフ場だったり、テニスコートだったり数ヶ所あるのであれば、それは代替施設として合理化できると考える。つまり、自分の自治体の中だけで代替施設を検討する必要はないと思う。(・高度に利用されている施設に対し代替地の検討をどこまで言うか難しい。)	設置しているスポーツ利用の施設は、埋内地で代替可能な施設である。 また、共同利用としての代替施設の検討を3市共同で行うべきである。	設置している施設は、埋内地で代替可能な施設である。	設置しているスポーツ利用の施設は、埋内地で代替可能な施設である。	・同じ施設はこの公園内に何ヶ所もあるので、公園の中での複数箇所ある例えばグラウンドゴルフ場だったり、テニスコートだったり数ヶ所あるのであれば、それは代替施設として合理化できると考える。つまり、自分の自治体の中だけで代替施設を検討する必要はないと思う。(・高度に利用されている施設に対し代替地の検討をどこまで言うか難しい。)	設置しているスポーツ利用の施設は、埋内地で代替可能な施設である。 また、共同利用としての代替施設の検討を3市共同で行うべきである。	
		B22	代替地調査	埋内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	①調査範囲は、広域運営の市町村範囲を対象に考える。 ②都市公園法でいう誘致距離を参考に調査範囲を設定する。 ③休耕田や農地などの情報を入手したか確認する。 ④市内の運動場、市民広場、スポーツグラウンドなどの施設地図で確認する。	代替地調査はされているが十分とは言えない。	代替地調査はされているが十分とは言えない。	・同じ施設はこの公園内に何ヶ所もあるので、公園の中での複数箇所ある例えばグラウンドゴルフ場だったり、テニスコートだったり数ヶ所あるのであれば、それは代替施設として合理化できると考える。つまり、自分の自治体の中だけで代替施設を検討する必要はないと思う。(・高度に利用されている施設に対し代替地の検討をどこまで言うか難しい。)	代替地調査はされているが十分とは言えない。 また、共同利用としての代替施設の検討を3市共同で行うべきである。	代替地調査はされているが十分とは言えない。	代替地調査はされているが十分とは言えない。	・同じ施設はこの公園内に何ヶ所もあるので、公園の中での複数箇所ある例えばグラウンドゴルフ場だったり、テニスコートだったり数ヶ所あるのであれば、それは代替施設として合理化できると考える。つまり、自分の自治体の中だけで代替施設を検討する必要はないと思う。(・高度に利用されている施設に対し代替地の検討をどこまで言うか難しい。)	代替地調査はされているが十分とは言えない。 また、共同利用としての代替施設の検討を3市共同で行うべきである。	代替地調査は行われていない。	代替地調査は行われていない。	・同じ施設はこの公園内に何ヶ所もあるので、公園の中での複数箇所ある例えばグラウンドゴルフ場だったり、テニスコートだったり数ヶ所あるのであれば、それは代替施設として合理化できると考える。つまり、自分の自治体の中だけで代替施設を検討する必要はないと思う。(・高度に利用されている施設に対し代替地の検討をどこまで言うか難しい。)	代替地調査はされているが十分とは言えない。 また、共同利用としての代替施設の検討を3市共同で行うべきである。	
		B23	代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。		代替地は見つっていない。	代替地は見つっていない。	代替地は見つっていない。	代替地は見つっていない。	代替地は見つっていない。	代替地は見つっていない。	代替地は見つっていない。	代替地は見つっていない。	代替地は見つっていない。	代替地は見つっていない。	代替地は見つっていない。	代替地は見つっていない。	代替地は見つっていない。
	B3 安全性	B31	人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	①現地調査で施設の状態を確認する。 ②指定管理者協定に、安全面への対応の定めがあるか確認する。 ③利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。	おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。	(・利用者が川の危険性を意識できる施設になっていない。)	おおむね配慮されているが、 占有者としても川の危険箇所の周知等を行い、利用者が川の危険性を意識できるようにすべきである。	おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。	(・利用者が川の危険性を意識できる施設になっていない。)	おおむね配慮されているが、 占有者としても川の危険箇所の周知等を行い、利用者が川の危険性を意識できるようにすべきである。	おおむね配慮されている。	おおむね配慮されている。	(・利用者が川の危険性を意識できる施設になっていない。)	おおむね配慮されているが、 占有者としても川の危険箇所の周知等を行い、利用者が川の危険性を意識できるようにすべきである。	
		B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害(増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等)が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	①現地調査で施設の状態を確認する。 ②利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。 ③災害時の施設の安全連絡体制が定められているか確認する。	安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。	安全対策が講じられている。
		B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	①事故が発生した場合の施設利用者・住民への広報方法を確認する。 ②緊急時の対応として連絡先と連絡時期が定められているか確認する。 ③申請者が周知をするのか、指定管理者周知をするのか確認する。	安全対策が周知されている。	安全対策が周知されている。	安全対策が周知されている。	安全対策が周知されている。	安全対策が周知されている。	安全対策が周知されている。	安全対策が周知されている。	安全対策が周知されている。	安全対策が周知されている。	安全対策が周知されている。	安全対策が周知されている。	安全対策が周知されている。	安全対策が周知されている。

B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。	①利用者の制限はなく誰でも利用可能か確認する。 ②無料利用と有料利用の設定の区分を確認する。 ③特定の団体の貸切利用等の優先利用の定めがあるか確認する。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	
	B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか(得るのか)。	①地元要望施設と一致している施設であるか確認する。 ②施設利用者の交通経路は、問題ないか確認する。 ③利用日数面で、使用しない時期、曜日があるか確認する。	利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。	利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。	利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。	利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。	利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。	利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。	利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。	利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。	利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。	利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。	利用実態と照らすと地元の理解を得ていると判断できる。今後も理解を得るよう努めるべきである。
C 占用施設の 利用計画と 利用者等から の検証	C1 占用施設 利用計画	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	①占用開始からの年数を確認する。 ②施設の占用期間が長くなることで問題が発生していないか確認する。	20年間になる。	24年間になる。	24年間になる。	38年間になる。	42年間になる。	42年間になる。	29年間になる。	33年間になる。	33年間になる。	
		C12	施設の変遷	①継続申請の場合、前回占用許可期間内どのよう施設内容が変化したか。 ②施設変化理由とはどのようなもので、適切なものであったか。 ③継続申請の場合、占用面積の変化はあるか。	①現地調査で古い施設と新しい施設の施設状況を確認する。 ②申請書の利用施設と現状の利用実態に相違がないか確認する。 ③施設の変更がある場合、その変更理由を確認する。 ④利用されていない施設・構造物があるか確認する。	占用漏れのあった箇所を新たに占用面積に含めた。	グラウンドゴルフ場について、利用実態に合わせて、占用面積を追加した。また、休止中であった循環式トイレを撤去した。次回更新時に、各施設名称を条例に整合するよう変更する。	水栓柱が追加された。	利用の少ないパターゴルフ場を芝グラウンドに変更し、植栽、砂地を撤去した。	利用の少ないパターゴルフ場を芝グラウンドに変更し、植栽、砂地を撤去した。	施設内容の変化はない。	利用実態に合わせて自由広場をグラウンドゴルフ場に変更した。また、トイレスロープを設置した。	利用実態に合わせて自由広場をグラウンドゴルフ場に変更した。また、トイレスロープを設置した。		
		C13	施設管理	①利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。 ②申請者が施設利用実態を把握しているか。 ③新規の場合は、施設管理計画を作成しているか。 ④指定管理者の委託管理の内容は、定めてあるか。	①現地調査で注意事項、連絡先を記載した看板を確認する。 ②現地の利用者心得看板、占有標示板を確認する。 ③迷惑行為を禁止する看板等を確認する。 ④指定管理者協定に、禁止行為の対応が含まれているか確認する。	特に問題はない。	特に問題はない。	特に問題はない。	特に問題はない。	特に問題はない。	特に問題はない。	特に問題はない。	特に問題はない。	特に問題はない。	特に問題はない。
		C14	共同利用	①既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行ったか。 ②広域的な協調利用がなされているか。	①利用申込案内で広域利用の記述があるか確認する。 ②現地で利用案内の看板等で広域利用申し込みを確認する。 ③自由使用の場合の使用者調整の方法を確認する。 ④利用者分析を実施して協調利用に反映しているか確認する。	共同利用に係る協議がなされている。	共同利用に係る協議がなされている。	共同利用に係る協議がなされている。	共同利用に係る協議がなされている。	共同利用に係る協議がなされている。	共同利用に係る協議がなされている。	共同利用に係る協議がなされている。	共同利用に係る協議がなされている。	共同利用に係る協議がなされている。	共同利用に係る協議がなされている。
		C15	維持管理	①施設の維持管理計画は適正であるか。 ②施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものか。	①現地調査で現状の維持管理状況を確認する。 ②自由使用の場合のカギとゲートの開閉管理を確認する。 ③自由使用場所の維持管理方法を確認する。 ④維持管理計画は、前回(前年度)に比べ内容が更新(変更)されているか確認する。	適正である。	適正である。	・エリア内においては各市共に除草なり手を加えられて維持管理されているように見受けられた。	適正である。	適正である。	・エリア内においては各市共に除草なり手を加えられて維持管理されているように見受けられた。	適正である。	適正である。	・エリア内においては各市共に除草なり手を加えられて維持管理されているように見受けられた。	適正である。

	C16	施設の補修・新設	①占用内の施設を補修・新設した実績があるか。 ②補修・申請の詳細を記録保存しているか。 ③施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用する。ことし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。(例えば、駐車場の舗装の代わりにチップ材を使用しているなど) ④地形の改変は、環境・治水・利水に配慮して必要最小限に留められているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②施設を補修した実績と持ち込んだ補修材の記録を確認する。 ③維持管理計画に対して実績を確認する。 ④施設補修のルールを確認する。	補修等行った実績はある。	補修等行った実績はある。		補修等行った実績はある。	補修等行った実績はある。	補修等行った実績はある。	補修等行った実績はある。	補修等行った実績はある。	補修等行った実績はある。	補修等行った実績はある。
	C17	構造物の安全	①施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。 ②安全対策は定めているか。	①遊具等の過去のトラブル・苦情を確認する。 ②構造物点検は、強度点検まで実施しているかを確認する。 ③構造物安全点検のルールを確認する。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。		定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。	定期点検は実施されている。
C2	C21	利用状況	①占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。 ②指定管理者が利用状況を把握して、申請者に報告があるのか。	①現地調査で現状の施設利用状況を確認する。 ②有料施設の利用者数と散歩者、水遊び利用者など利用者を確認する。 ③施設別の利用者数の増加・減少を確認する。 ④迷惑行為で利用されていないか確認する。	平成19年度以降継続して月別、施設別の利用者数の変動を把握している。	平成19年度以降継続して月別、施設別の利用者数の変動を把握している。		平成19年度以降継続して月別、施設別の利用者数の変動を把握している。	平成19年度以降継続して月別、施設別の利用者数の変動を把握している。	平成19年度以降継続して月別、施設別の利用者数の変動を把握している。	平成19年度以降継続して月別、施設別の利用者数の変動を把握している。	平成19年度以降継続して月別、施設別の利用者数の変動を把握している。	平成19年度以降継続して月別、施設別の利用者数の変動を把握している。	平成19年度以降継続して月別、施設別の利用者数の変動を把握している。
	C22	便所	①トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。 ②川の通信簿では要項の高い項目である。 ③利用者の要望事項を把握して、増加対応しているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②トイレの施設数、カゴの管理、清掃頻度を確認する。 ③施設案内図でトイレ設置表示が分かりやすいかを確認する。 ④障害者対応が取られているか確認する。	適正に確保、維持管理できている。なお、休止中の循環式トイレは速やかに撤去するべきである。	適正に確保、維持管理できている。		適正に確保、維持管理できている。	適正に確保、維持管理できている。	適正に確保、維持管理できている。	適正に確保、維持管理できている。	適正に確保、維持管理できている。	適正に確保、維持管理できている。	適正に確保、維持管理できている。
	C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	①現地調査で現状の施設状況を確認する。 ②ゴミの発生量を確認する。 ③ゴミ持ち帰りの呼びかけをしているか確認する。	適正に維持管理できている。	適正に維持管理できている。		適正に維持管理できている。	適正に維持管理できている。	適正に維持管理できている。	適正に維持管理できている。	適正に維持管理できている。	適正に維持管理できている。	
	C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。	①委託している管理内容を確認する。 ②個人・団体の施設利用規程を定めているか確認する。 ③管理人の対応時間を確認する。 ④施設の利用受付は、電話・ネットで手続き可能か確認する。	定めている。(業務委託を行っている)	定めている。(業務委託を行っている)		定めている。(指定管理を行っている)	定めている。(指定管理を行っている)	定めている。(指定管理を行っている)	定めている。(指定管理を行っている)	定めている。(指定管理を行っている)	定めている。(指定管理を行っている)	
	C25	駐輪・駐車場	①利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。 ②駐輪場・駐車場の設置されていない施設の場合の自転車・車の対応方法はどのようなものか。 ③イベント等で参加者増対策の臨時処置は定めているか。	①現地調査で現状の駐輪場・駐車場の設置状況を確認する。 ②駐輪場・駐車場までの進入経路が容易かどうかを確認する。 ③駐輪場・駐車場の設置面積は利用状況から縮小可能か確認する。 ④障害者対応の施設であるか確認する。 ⑤アスファルト舗装と砂利舗装と非舗装を確認する。	確保できている。	確保できている。		確保できている。	確保できている。	確保できている。	確保できている。	確保できている。	確保できている。	

C3 利用形態	C31	利用者の年齢等	①利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か。 ②これらに利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	①子供からお年寄りまでが使える施設が確認する。 ②家族連れ利用の配慮があるか確認する。 ③有料施設利用者、無料施設の一般利用者を区分して確認する。 ④釣り人などの施設目的外利用者の利用実態を確認する。	利用可能な施設である。	利用可能な施設である。		利用可能な施設である。	利用可能な施設である。		利用可能な施設である。	利用可能な施設である。		利用可能な施設である。
	C32	利用者交流	①常時利用者と流域住民との交流はあるか。 ②交流を促進させる計画があるか。	①『花火大会』など広範囲イベントの交流実績を確認する。 ②地元自治会の運動会などの利用実績を確認する。 ③定期的な開催利用と臨時的な開催利用の内容を確認する。ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、サッカー大会等	グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流はあるが、流域住民との交流まではなされていない。	グラウンドゴルフ大会などで他地域住民との交流はある。 花火大会等で流域住民との交流はある。		グラウンドゴルフ大会等で他地域住民との交流はある。 花火大会や県内外のスポーツ大会等による流域住民との交流がなされている。	グラウンドゴルフ大会等で他地域住民との交流はある。 花火大会や県内外のスポーツ大会等による流域住民との交流がなされている。		グラウンドゴルフ大会等で他地域住民との交流はある。 花火大会や県内外のスポーツ大会等による流域住民との交流がなされている。	グラウンドゴルフ大会等で他地域住民との交流はある。 花火大会や県内外のスポーツ大会等による流域住民との交流がなされている。		グラウンドゴルフ大会等で他地域住民との交流はある。 花火大会や県内外のスポーツ大会等による流域住民との交流がなされている。
	C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	①現地調査で、占用施設から川へ降りるアクセス経路を確認する。 ②水の流れている場所まで安全に通れるか確認する。 ③安全に水とふれあえる取り組みを確認する。 ④低水護岸に水面が接している状態であるか確認する。	施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。 (なお、ここでは川とのふれあいを河川水とのふれあいと考える)	野洲川の流路が公園より遠く、河川水とふれあうことは難しい。 ・河床に降りられて自然体験ができる空間づくり、水に親しめ水生生物の観察ができるための階段が必要かと思えます。階段の設置場所としては人が集まる公園エリア内とする。 ・川とのふれあいは、必ずしも川に流れている水である必要はない。限定的に、河川水とふれあうことは難しいという書き方をする必要はないと思う。本川の水とふれあうことは難しいけれどもという書き方。 (・野鳥や虫等の生物を感じる事ができる場所であることを活かすべき。)	野洲川本川の水とふれあうことは難しいが、川とのふれあいは、必ずしもそれに限らない。本川側は野鳥や虫等の生物を感じる事ができる場所であることも活かし、自然を体験できる空間づくりとして、本川と親しめるよう工夫すべきである。	施設利用者が川とふれあえることが可能な施設ではない。 (なお、ここでは川とのふれあいを河川水とのふれあいと考える)	野洲川の流路が公園より遠く、河川水とふれあうことは難しい。 ・河床に降りられて自然体験ができる空間づくり、水に親しめ水生生物の観察ができるための階段が必要かと思えます。階段の設置場所としては人が集まる公園エリア内とする。 ・川とのふれあいは、必ずしも川に流れている水である必要はない。限定的に、河川水とふれあうことは難しいという書き方をする必要はないと思う。本川の水とふれあうことは難しいけれどもという書き方。 (・既存の階段を利用して、野鳥や虫等の生物を感じる事ができる場所であることを活かすべき。)	野洲川本川の水とふれあうことは難しいが、川とのふれあいは、必ずしもそれに限らない。本川側は野鳥や虫等の生物を感じる事ができる場所であることも活かし、自然を体験できる空間づくりとして、既存の護岸階段を利用して、本川と親しめるよう工夫すべきである。	施設利用者が川とふれあえることが十分な施設ではない。 (なお、ここでは川とのふれあいを河川水とのふれあいと考える)	野洲川の流路が公園より遠く、河川水とふれあうことは難しいが、前田樋門水路においては可能な施設がある。 ・河床に降りられて自然体験ができる空間づくり、水に親しめ水生生物の観察ができるための階段が必要かと思えます。階段の設置場所としては人が集まる公園エリア内とする。 ・川とのふれあいは、必ずしも川に流れている水である必要はない。限定的に、河川水とふれあうことは難しいという書き方をする必要はないと思う。本川の水とふれあうことは難しいけれどもという書き方。 (・野鳥や虫等の生物を感じる事ができる場所であることを活かすべき。)	野洲川本川の水とふれあうことは難しいが、前田樋門水路においては可能な施設がある。しかし、川とのふれあいは、必ずしもそれに限らない。本川側は野鳥や虫等の生物を感じる事ができる場所であることも活かし、自然を体験できる空間づくりとして、本川と親しめるよう工夫すべきである。	
	C34	河川愛護保護活動	河川の環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	①清掃活動、環境面を含めた「川を活かす」活動を確認する。 ②NPO団体、学校等と協働した環境保護活動を確認する。 ③指定管理者の取り組んでいる活動を確認する。	利用者による河川清掃活動は行われていない。 立入が丘小学校が環境学習を行っている。	利用者による河川清掃等保護活動は行われていない。 立入が丘小学校が環境学習を行っている。		利用者による河川清掃活動は行われている。 河川清掃等保護活動について、指定管理者の取り組み活動としても検討されたい。	利用者による河川清掃活動は行われている。 河川清掃等保護活動について、指定管理者の取り組み活動としても検討されたい。		利用者による河川清掃活動は行われていない。 指定管理者の取り組み活動としても検討されたい。	利用者による河川清掃等保護活動は行われていない。 指定管理者の取り組み活動としても検討されたい。		利用者による河川清掃等保護活動は行われていない。 指定管理者の取り組み活動としても検討されたい。
	C35	地域活性化	占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	①地域密着型の利用形態が可能な施設であるか確認する。 ②『河川敷でなければできない利用』の観点から、地域の交流の場として活用を確認する。 ③地域と連携して取り組む活動はあるか確認する。	地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促している。	地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促している。		地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促している。	地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促している。		地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促している。	地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促している。		地域に密着した利用形態であり、ある程度の地域活性化を促している。
C4 住民意見の反映	C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	①意見を聴取した範囲の考え方を確認する。 ②意見聴取方法を確認する。 ③対話集会等の参加案内の方法を確認する。	広く流域住民からの意見聴取は行われていない。	広く流域住民からの意見聴取は行われていない。		広く流域住民からの意見聴取は行われていない。	広く流域住民からの意見聴取は行われていない。		広く流域住民からの意見聴取は行われていない。	広く流域住民からの意見聴取は行われていない。		広く流域住民からの意見聴取は行われていない。
	C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	①施設利用団体など意見を聴いた範囲を確認する。 ②意見を聴いて施設に反映した内容を確認する。	利用者からの意見は把握しているが、流域住民についてはなされていない。	利用者からの意見は把握しているが、流域住民についてはなされていない。		利用者からの意見は把握しているが、流域住民についてはなされていない。	利用者からの意見は把握しているが、流域住民についてはなされていない。		利用者からの意見は把握しているが、流域住民についてはなされていない。	利用者からの意見は把握しているが、流域住民についてはなされていない。		利用者からの意見は把握しているが、流域住民についてはなされていない。
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D1 環境	D11-I 大気汚染	①占用区域とその周辺の大気汚染等の状況を調査したか。 ②施設は占用区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	①占用施設が大気汚染の発生源とならないか確認する。	調査はなされていないが、発生源となる施設がなく、大気汚染の影響はない。	調査はなされていないが、発生源となる施設がなく、大気汚染の影響はない。		調査はなされていないが、発生源となる施設がなく、大気汚染の影響はない。	調査はなされていないが、発生源となる施設がなく、大気汚染の影響はない。		調査はなされていないが、発生源となる施設がなく、大気汚染の影響はない。	調査はなされていないが、発生源となる施設がなく、大気汚染の影響はない。		調査はなされていないが、発生源となる施設がなく、大気汚染の影響はない。

	D15	生態系	①占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。 ②施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。 ③生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低い。	①河川敷全幅の占用使用がされているか確認する。 ②河川(低水敷)側に生態確保スペースを設けられぬか確認する。 ③同じ面積で、幅を狭くして長さを長くすることが可能か確認する。 ④施設維持での実施内容で影響を少なくする工夫を確認する。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。	(・利用の少ない施設を草木にする等、縦断方向の分断を少しでも解消してほしい。)	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。	・野洲川運動公園(栗東市)の護岸においてはアシチウリの繁茂が凄まじく覆っている。特定外来生物にも指定されており生態系に影響があり除去の必要性があります。(・利用の少ない施設を草木にする等、縦断方向の分断を少しでも解消してほしい。)	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。 利用の少ない施設を草木にする等、縦断方向の分断を少しでも解消されたい。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくないと思われる。	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくないと思われる。	(・利用の少ない施設を草木にする等、縦断方向の分断を少しでも解消してほしい。)	生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくないと思われる。 利用の少ない施設を草木にする等、縦断方向の分断を少しでも解消されたい。	
	D16	環境復元	占用期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。	①撤去困難な構造物が設置されていないか確認する。 ②利用により転圧が増加することの環境回復を確認する。 ③施設撤去で廃棄物が多く出ない利用施設であるか確認する。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。		施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	
	D17	作業車の通行影響	河川敷を占用施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	①作業車の重量、走行頻度を確認する。 ②作業車の通行ルートと管理道路の関係を確認する。	駐車場、管理道路を使用しており影響は小さい。	駐車場、管理道路を使用しており影響は小さい。		堤内駐車場を使用しており影響は小さい。	堤内駐車場を使用しており影響は小さい。	堤内駐車場を使用しており影響は小さい。	堤内駐車場を使用しており影響は小さい。	堤内駐車場を使用しており影響は小さい。	堤内駐車場を使用しており影響は小さい。	堤内駐車場を使用しており影響は小さい。	堤内駐車場を使用しており影響は小さい。	堤内駐車場を使用しており影響は小さい。	堤内駐車場を使用しており影響は小さい。
	D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。	①利用周波数が、ラジコン等から影響を受けないか確認する。 ②利用電波が、周辺住民の電子機器に影響を与えないか確認する。	影響を与える施設はない。	影響を与える施設はない。		影響を与える施設はない。	影響を与える施設はない。	影響を与える施設はない。	影響を与える施設はない。	影響を与える施設はない。	影響を与える施設はない。	影響を与える施設はない。	影響を与える施設はない。	影響を与える施設はない。	影響を与える施設はない。
D2	D21	治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	①利用施設が治水上影響がないか確認する。	(河川管理者の審査項目として設定している。)	(河川管理者の審査項目として設定している。)		(河川管理者の審査項目として設定している。)	(河川管理者の審査項目として設定している。)	(河川管理者の審査項目として設定している。)	(河川管理者の審査項目として設定している。)	(河川管理者の審査項目として設定している。)	(河川管理者の審査項目として設定している。)	(河川管理者の審査項目として設定している。)	(河川管理者の審査項目として設定している。)	(河川管理者の審査項目として設定している。)	
	D22-1	構造物	①占用区域が存する河川における過去の状況を把握しているか。 ②施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	①構造物の設置による支障の程度を確認する。	構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。	構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。		構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。	構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。	構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。	構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。	構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。	構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。	構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。	構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。	構造物は可搬式または転倒式であり、構造物による治水上の支障はない。	
	D22-2	構造物流失	①洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか。 ②流出した場合の処置を定めているか。	①冠水時の流出防止対策を確認する。 ②過去の他流出事例を反映した対策を反映しているか確認する。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。		洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。
	D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的実施しているか。	①撤去訓練報告書を確認する。	実施されている。	実施されている。		実施されている。	実施されている。	実施されている。	実施されている。	実施されている。	実施されている。	実施されている。	実施されている。	実施されている。	
D3	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)		(河川管理者の審査項目として設定している。)	(河川管理者の審査項目として設定している。)		(河川管理者の審査項目として設定している。)	(河川管理者の審査項目として設定している。)	(河川管理者の審査項目として設定している。)	(河川管理者の審査項目として設定している。)	(河川管理者の審査項目として設定している。)	(河川管理者の審査項目として設定している。)	(河川管理者の審査項目として設定している。)	(河川管理者の審査項目として設定している。)	(河川管理者の審査項目として設定している。)	
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。		利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。		利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、また河川水や地下水に影響を及ぼす可能性はないため、既存の水利使用に影響を与えない。	
D4	D41	景観・文化	①占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現状を調査したか。 ②施設の形態(形状・色彩等)が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	①現地調査で近景・遠景の景観を確認する。 ②ベンチ、トイレなどの人工的な構造物の影響を確認する。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。		施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。	施設を構成する個々の構造物は、周辺や流域の景観を意識したものとはなっていない。

D42	景観変化の把握	占用に伴う景観変化の予測を行っているか。		行われていない。	行われていない。		行われていない。	行われていない。	果東市景観計画において、野洲川の河川景観としての維持・保存、心安らく景観づくりへの取り組みの旨が記載されている。	果東市景観計画において、野洲川の河川景観としての維持・保存、心安らく景観づくりへの取り組みの旨が記載されている。	行われていない。	行われていない。		行われていない。	
D43	植栽	① 占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。 ② また在来の植生を活かした植栽か。	① 河畔林などと調和した施設であるか確認する。 ② 樹木管理の方法を定めているか確認する。 ③ 在来植栽を生かした利用であるか確認する。	周辺景観へ及ぼす影響は少ない。在来の植生についてはある程度の配慮されているが十分とはいえない。	周辺景観へ及ぼす影響は少ない。在来の植生についてはある程度の配慮されているが十分とはいえない。	(・不自然な植栽が多い)	河畔林については、在来の植生を残す等周辺景観へ及ぼす影響について、ある程度の配慮がなされているが、十分とは言えず、憩いの場としての一体的整備も十分でない。 また、公園に伴い設置された低木の植栽が多く不自然であり、配慮すべきである。	周辺景観へ及ぼす影響は少ない。在来の植生についてはある程度の配慮がなされているが、十分とはいえない。	周辺景観へ及ぼす影響は少ない。在来の植生についてはある程度の配慮がなされているが、十分とはいえない。	(・不自然な植栽が多い)	河畔林については、在来の植生を残す等周辺景観へ及ぼす影響について、ある程度の配慮がなされているが、十分とは言えず、憩いの場としての一体的整備も十分でない。 また、公園に伴い設置された低木の植栽が多く不自然であり、配慮すべきである。	周辺景観へ及ぼす影響は少ない。	周辺景観へ及ぼす影響は少ない。	(・不自然な植栽が多い) (・樹木が少ない。)	公園に伴い設置された低木の植栽が多く不自然であり、配慮すべきである。
D44	文化財	① 占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。 ② 施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	① 野洲川洪水に関する記念碑の設置場所を確認する。	調査されていないが、影響はない。	影響はない。		影響はない。	調査されていないが、影響はない。	周辺に文化財はない。		周辺に文化財はない。	調査されていないが、影響はない。	影響はない。		影響はない。
D45	歴史文化	① 占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。 ② 施設は占用区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	① 地域風土と共存可能な施設であるか確認する。 ② 放水路新設による地区分断を考慮したかを確認する。	共存可能である。	共存可能である。		共存可能である。	共存可能である。	共存可能である。		共存可能である。	共存可能である。	共存可能である。		共存可能である。

※「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。

野洲川立入河川公園（守山市）

1. 委員会としての判断・意見

整備経緯・利用状況

対象施設は、平成3年10月から野洲川左岸の高水敷に設置され、平成10年3月に策定された「野洲川ふるさとの川整備計画」に基づき、スポーツ、レクリエーション空間として、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をされてきたものである。

占用施設は、**散策広場、クレイ広場、芝生広場、バスケットコート、グラウンドゴルフ場、グラウンドが設置されている。**施設利用形態は、クレイ広場及び芝生広場が有料施設であり、**無料施設のうち利用者の多いグラウンドゴルフ場は**利用者相互のルールで運用されている。施設は公園管理業務の委託により維持管理が行われており、利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者数は、年間約**4万6千人**(平成**26**年度)でグラウンドゴルフ場の利用者が約7割と最も多い。

当該施設は、河畔林や開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっていない。

また、当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約**350m**と占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。

また、**芝生**広場の下流側に高木の樹林帯が残されているが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

環境等

委員会の考え

当委員会は、**基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。**したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考え。

前々回意見書(平成20年3月19日付け)及び前回意見書(平成24年3月15日付け)において、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組み等を求めてきたところである。

これらの意見書に対し、検討が一部進められているが、対応が不十分な点の改善は行われていない。

したがって、当委員会は、対象施設の占用許可の更新にあたっては、下記の意見を付して**相当の期間内において改善が行われることを強く求めるものである。**

委員会の意見

【占用許可の更新についての意見】

河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考え。

- ① 一部施設の「自然化」を行うこと。
- ② 河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。
- ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。
- ④ 上記①②③の検討結果の期限を()年とし、検討結果を委員会に報告すること。
④' 上記①②③の検討状況の報告を、平成〇年度の委員会において行うこと。
- ⑤ 利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。
- ⑥ (審査表「C33 川とのふれあい」に関する意見等)

野洲川運動公園（栗東市）

1. 委員会としての判断・意見

対象施設は、昭和47年6月に野洲川緑地として都市計画決定され、都市公園として昭和48年11月から野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。設置前には堤外民地が公園内にあったことから、栗東市が用地買収を実施し、野洲川改修事業で残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をしてきたものである。

占用施設は、グラウンドゴルフ場、**芝生広場**、テニスコート、ソフトボール場、多目的広場、陸上競技場が設置されている。施設利用形態は、多目的広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理及び運営管理が行われており、利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者数は、年間約**7万2千人**(平成**26**年度)で**ソフトボール場**の利用者が約3割と最も多い。

当該施設は、河畔林や開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっていない。

また、当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約**200m**と占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。

また、多目的広場の河川側には、高木の樹林帯が残されてるが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

当委員会は、**基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。**したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考え。

前々回意見書(平成20年3月19日付け)及び前回意見書(平成24年3月15日付け)において、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組み等を求めてきたところである。

これらの意見書に対し、検討が一部進められているが、対応が不十分な点の改善は行われていない。

したがって、当委員会は、対象施設の占用許可の更新にあたっては、下記の意見を付して**相当の期間内において改善が行われることを強く求めるものである。**

【占用許可の更新についての意見】

河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考え。

- ① 一部施設の「自然化」を行うこと。
- ② 河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。
- ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。
- ④ 上記①②③の検討結果の期限を()年とし、検討結果を委員会に報告すること。
④' 上記①②③の検討状況の報告を、平成〇年度の委員会において行うこと。
- ⑤ 利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。
- ⑥ (審査表「C33 川とのふれあい」に関する意見等)

野洲川河川公園（野洲市）

1. 委員会としての判断・意見

対象施設は、野洲川改修で、広大な河川敷が造成されたことを機に市民ニーズの高かった運動公園として昭和57年2月から野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、芝生広場、多目的運動場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、健康広場が設置されている。施設利用形態は、芝生広場及び健康広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理及び運営管理が行われており、利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者数は、年間約**7万人**(平成**26**年度)でテニスコートの利用者が約4割と最も多い。

当該施設は、前田樋門水路における川とのふれあいや開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっていない。

当該箇所は、占用施設全長にわたり低水護岸との間に幅10m程度の敷地が連続的に確保されており、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくはないと思われる。

当委員会は、**基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。**したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考え。

前々回意見書(平成20年3月19日付け)及び前回意見書(平成24年3月15日付け)において、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組み等を求めてきたところである。

これらの意見書に対し、検討が一部進められているが、対応が不十分な点の改善は行われていない。

したがって、当委員会は、対象施設の占用許可の更新にあたっては、下記の意見を付して**相当の期間内において改善が行われることを強く求めるものである。**

【占用許可の更新についての意見】

河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考え。

- ① 一部施設の「自然化」を行うこと。
- ② 河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。
- ③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。
- ④ 上記①②③の検討結果の期限を()年とし、検討結果を委員会に報告すること。
④' 上記①②③の検討状況の報告を、平成〇年度の委員会において行うこと。
- ⑤ 利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。
- ⑥ (審査表「C33 川とのふれあい」に関する意見等)